

Monthly Report

2019年11月号

特集
スマホ・携帯等の罰則
強化（道交法改正）

スマホ、携帯等の使用による交通事故の件数はここ5年で約1.5倍に増加し、さらにこの場合に死亡事故となる比率は、それ以外の場合と比べ約2.1倍(※)になっています。

12月から道路交通法が改正され、スマホ・携帯等の罰則が大幅に強化されますので、以下の内容を確認してください。

※.警察庁Webサイト「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/keitai/info.html> (2019.10.16閲覧)



<法令違反とならない手段で撮影しています>

1. 道路交通法改正のポイント

12月1日から、携帯電話等の「保持」に伴う「反則金」が大幅に引き上げられ、また「交通の危険」を生じさせた場合は、直ちに「刑事罰の対象」となります。

項目		改正後	改正前
携帯電話の使用等 (保持)	罰則	6月以下の懲役 または10万円以下の罰金	5万円以下の罰金
	違反点数	3点	1点
	反則金	大型 2万5千円 普通 1万8千円 二輪 1万5千円 小特等 1万2千円	大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 小特等 5千円
携帯電話使用等により 交通の危険を生じさせた 場合	罰則	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金
	違反点数	6点<免許停止>	2点
	反則金	反則行為の対象外となり すべて刑事罰を適用	大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円



2. これまでの交通関連法令の改正

交通関連法令は、自動車事故の実態に合わせて逐次改定されています。
近年の改定を下表にまとめました。

施行日	主な改正点	施行前に発生した重大事故
検討段階	あおり運転の罰則強化 ■道交法等、関連規定の罰則強化 ■新法の検討	2017年6月5日、神奈川県 <small>の東名高速道路</small> で発生 一家4人の乗ったワゴン車が後続車にあおられ、東名高速道路上に停止させられたところに、後続の大型トラックが追突。夫婦が死亡。
2019.12.1	運転中のスマホ・携帯使用の罰則強化 ■罰則、反則金の大幅引き上げ ■「交通の危険」を生じさせた場合は、直ちに刑事罰を適用	2016年10月26日、愛知県で発生 スマホでゲームをしながら走行中のトラックが、信号の無い交差点の横断歩道を横断中の小学生をはね、小学生が死亡。
2014.5.20	自動車運転死傷行為処罰法の新設 ■自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪が刑法から独立 ■危険運転致死傷罪の適用範囲拡大 ・飲酒などにより、運転に支障が生じる「おそれ」がある場合 ・通行禁止道路での危険な走行 ■飲酒などの発覚を逃れる行為の罰則新設 ■無免許運転の罰則強化	2006年8月25日、福岡県で発生 居酒屋とスナックで焼酎のロック8,9杯とブランデーなどを飲酒し、相当な酩酊状態で運転を行い、橋上で家族5名の乗車する乗用車に追突。その衝撃で乗用車は欄干を突き破り、橋から転落、海中に水没。幼児3人が死亡。
2013.12.1	悪質・危険運転者への対策強化 ■無免許運転の罰則強化 ■無免許運転の下命・容認の罰則新設 ■無免許運転のほう助行為に対する罰則新設	2012年4月23日、京都府で発生 無免許運転の少年の運転する軽自動車、居眠り運転で集団登校中の児童の列に突っ込み、小学生や保護者など10名が死傷(3名死亡、7名重軽傷)。

3. 時速60kmで走行していると、2秒間の走行距離はどの位？

「約**33.3m**」になります。

スマホや携帯、ナビなどの画面を注視すると、最低2秒はかかるとは思いますが、この間ドライバーは周囲の状況をまったく確認しないまま走行していることになります。
運転中のスマホ・携帯等の使用は非常に危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

どうしても使用しなければならない時は、必ず安全な場所で停車してから使用してください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
ホームページ <http://www.sjnk.co.jp>

SOMPO リスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
ホームページ <https://www.sompo-rc.co.jp>

お問い合わせ先

帝人エージェンシー株式会社 保険部
〒550-8587

大阪市西区土佐堀1-3-7

肥後橋シミズビル16階

TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045

E-mail hoken@teijin.co.jp